

特別養護老人ホーム ひまわり・安城 利用料金表①：自己負担分

令和7年 4月改訂

介護度区分	施設サービス費 (単位)/日	各種体制についての加算 (単位)	地域加算	介護職員等処遇改善 加算	30日計算			負担限度額 認定状況	食費/日	居住費/日	日用品費/日	30日計算 自費分
					1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)					
要介護1	670				27,876	55,753	83,629	第1段階	300	880	200	41,400
要介護2	740				30,335	60,670	91,005	第2段階	390	880	200	44,100
要介護3	815	+			32,969	65,938	98,907	第3段階①	650	1,370	200	66,600
要介護4	886				35,463	70,926	106,389	第3段階②	1,360	1,370	200	87,900
要介護5	955				37,886	75,773	113,659	基準負担額	1,950	2,066	200	126,480

月毎に算定される加算（単位）

科学的介護推進体制加算Ⅱ	厚労省に心身や疾病の情報を提出し、ケアに反映	50/月	個別機能訓練加算Ⅱ	厚労省に訓練計画の情報を提出し、訓練に反映	20/月
自立支援促進加算	医師の医学的評価に基づく自立支援の実施	280/月	協力医療機関連携加算	協力医療機関との連携体制の構築を評価	100/月
生産性向上推進体制加算Ⅰ	介護味方ネットやICT等のテクノロジーの活用推進を強化	100/月			

個別に算定される加算（単位）

初期加算	入居日から30日間に限って算定	30/日	看取り介護加算(Ⅱ)	看取りの日以前 31～45日以内	72/日
生活機能向上連携加算Ⅱ	外部のリハビリと共同で個別機能訓練を実施	200/月		看取りの日以前 4～30日以内	144/日
療養食加算	医師の指示箋に基づく療養食の提供	6/食		看取りの前日及び前々日	780/日
経口移行加算	経管栄養から経口栄養に移行する際に算定	28/日		看取りの日	1,580/日
経口維持加算Ⅰ	医師を含めた各専門職で食事への取り組み	400/月			
経口維持加算Ⅱ	食事の観察及び会議に各専門職が参加	100/月	在宅復帰支援機能加算		10/日
口腔衛生管理加算Ⅱ	歯科衛生士が2回/月以上口腔ケアを実施し評価	110/月	在宅・入所相互利用加算		40/日
個別機能訓練加算Ⅲ	口腔と栄養状態に関する情報共有を評価	20/月	退所前訪問相談援助加算	施設を退居し居宅に戻る際、各サービス担当者との連携時に算定	460/日
褥瘡リスクに対する計画作成と発症予防を評価	最大13/月		退所後訪問相談援助加算		460/日
排泄支援加算Ⅰ～Ⅲ	排泄の自立支援に取り組み、改善を評価	最大20/月	退所時相談援助加算		400/日
ADL維持等加算Ⅰ～Ⅱ	入居6ヶ月後に心身状態が維持できている際に算定	最大60/月	退所前連携加算		500/日
若年性認知症入所者受入れ加算	若年性認知症の対象者を受け入れた際に算定	120/日	退所時情報提供加算	医療機関へ退所する際、入所者に関する情報を提供	250/回
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症への専門的な対応	3/日	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	医療機関等との連携体制の構築を評価	10/月
認知症専門ケア加算Ⅱ	認知症への教育体制による対応	4/日	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	感染者が発生した場合の感染制御等の実施指導を評価	5/月
認知症チームケア推進加算Ⅱ	認知症への教育体制による対応	120/月	新興感染症等施設療養費	新感染症の感染時、診療・相談等できる医療機関の確保を評価	240/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	入所後7日間のみ算定	200/日	再入所時栄養連携加算	再入居時に病院の栄養士と連携し栄養ケア計画を作成	200/回
安全対策体制加算	安全管理の担当者を配置し安全対策体制を整備	20/入居月	退所時栄養情報連携加算	退所時に退所先の栄養士に対し栄養情報を提供	70/回
入院・外泊時費用	6日以内を算定	246/日	配置医師緊急時対応加算	医師が早朝、夜間に往診し診療	650/回
	6日以内を算定(外泊中に施設が在宅サービスを提供)	560/日		医師が深夜に往診し診療	1,300/回
				医師が時間外に往診し診療	325/回

※上記単位数に、介護職員処遇改善加算：0.14、地域加算10.27を乗じた金額の利用者負担割合（1～3割）を加算として請求します。

その他

事務費	1,500/月	貴重品・現金管理等を施設が代行する場合
レク・クラブ費	自費	レクリエーション等の材料費等
理美容費	自費	施設内で行う出張理美容サービス費
電気代	50/日	コンセントに繋いで使用するTV、ラジカセ等(1口毎)
入院時等居室待機料金	2,066/日	充電器(髭剃り、携帯電話等)
		外泊・入院翌日～帰居日前日まで

※食費・居住費について利用者負担額の算定の基準（市町村民税が世帯非課税の方）

第1段階	生活保護を受けている、または高齢福祉年金を受けている
第2段階	年金収入等（非課税年金を含む）が80万円以下かつ預貯金が単身650万円、夫婦1,650万円以下
第3段階①	年金収入等が80万円超120万円以下かつ預貯金が単身550万円、夫婦1,550万円以下
第3段階②	年金収入等が120万円超かつ預貯金が単身500万円、夫婦1,500万円以下
第4段階	上記対象者以外
※手続きなど詳細は、役所の介護保険窓口にお問い合わせください。	

★利用料、加算は概算であり、おおよその目安になります。